

平成20年度税制改正にもなう主な変更点



個人市民税関係

市県民税係(電話727615)

寄付金税制の見直し

現行の所得控除方式を税額控除方式に改めるなど、左表のとおり改正しました。

公的年金からの特別徴収制度の導入

個人市民税(給与からの特別徴収を除く)の納付方法は、納付書または口座振替いずれかの方法でしたが、対象となる方については平成21年度10月より年金天引きとなる「特別徴収」が始まります。

①対象となる方

65歳以上の公的年金等の受給者(当該年度の初日に老齢年金等を受けている方)ただし、老齢基礎年金が18万円未満の方及び特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える方等は対象外です。

②徴収する税額

公的年金等に係る所得割額及び均等割額(給与所得などに係る所得割額は別途徴収)

③特別徴収義務者

社会保険庁等

④対象年金

老齢基礎年金等

⑤特別徴収の対象税額と徴収方法

▼上半期の年金支給月(4月、6月、8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収
▼下半期の年金支給月(10月、12月、2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収税額を控除した額の3分の1ずつを本徴収
※ただし、特別徴収を開始する年度上半期が普通徴収、下半期は特別徴収

地方公共団体以外に対する寄付金

- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金
- ・住所地の日本赤十字会支部に対する寄付金

	現行	改正後
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄付金×税率10%の軽減効果	県民税4% 市民税6%
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額の30%
適用下限額	10万円	5千円

地方公共団体に対する寄付金

- ・都道府県及び市町村に対する寄付金

	現行	改正後
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄付金×税率10%の軽減効果	地方公共団体に対する寄付金のうち適用下限額を超える部分を一定の限度まで所得税と合わせて全額控除
控除対象限度額	総所得金額等の25%(地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金との合計額)	総所得金額の30%(地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

固定資産税関係

固定資産税係(電話727614)

省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置

平成20年4月1日(平成22年3月31日の間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅)について、翌年度の分に限り、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡までの3分の1)が減額されます。

①要件

▼次の⑦から⑩までの工事のうち、⑦を含む工事を行うこと。

- ⑦窓の改修工事
 - ⑧床の断熱改修工事
 - ⑨天井の断熱改修工事
 - ⑩壁の断熱改修工事
- ⑦から⑩までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるもの

▼当該改修工事が平成20年1月

1日に在する住宅(賃貸住宅を除く)において行われること

▼当該改修工事に要する費用が30万円以上であること

②確認の手續き

納税義務者は、改修後3カ月以内に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書を添付し市に申告する。

国民健康保険税関係

国民健康保険税係(電話727615)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設にもなう国民健康保険税における配慮

①低所得者に対する軽減

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設にもない、75歳以上の方が国民健康保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)へ移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置を受けられるよう5割・2割の軽減判定を上の表のとおり改めました。

賦課限度額が変わりました

賦課限度額が次のとおり変わりました。なお、介護分は据え置き9万円です。

医療分	平成20年度	平成19年度
保険税(平等割額)の軽減	47万円	56万円
支援分(新設)	12万円	

	現行	改正後
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数と世帯主以外の旧国保被保険者数の合算数)
2割軽減	33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数の合算数)

年度間の所得変動に係る負担軽減措置

平成19年中の収入が減って所得税が課税されなくなった人が対象です。

税源移譲により、所得税率の変更による負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度の住民税額から、税源移譲により増加となった住民税相当額を減額または還付します。

対象条件

次の両方の条件に該当するもの
▼平成19年度住民税の申告分離課税に係る課税所得を含まない課税所得の合計額が、所得税と住民税の人的控除額の差の合計額より大きいもの
▼平成20年度住民税の申告分離課税に係る課税所得を含めた課税所得の合計金額が、所得税と住民税の人的控除額の差の合計額より小さいもの

減額される金額

減額される金額は平成19年度の税率で計算した住民税額から平成18年度の税率で再計算した住民税額を差し引いた額となります。

手續き

所得変動に伴う負担軽減措置を受けるためには申告が必要です。

申告期間

平成20年7月1日(平成20年7月31日まで)

申告先

平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

※平成19年度分住民税を課税した市区町村へ減額申告書を提出してください。なお平成20年6月1日時点での該当者へ別途通知書を送付予定です。(ただし平成19年中に住民票の異動をされた方については送付していませんので左記までご連絡下さい)他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

所得変動に係る経過措置のモデルケース(夫婦)

平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合 単位:円

	平成18年(度) 税源移譲前	平成19年(度) 税源移譲後
所得税	150,000	75,000
住民税	80,000	155,000
合計	230,000	230,000

平成19年の所得が減少

平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合

	平成19年(度) 収入なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

75,000円が還付!!

申告をお忘れなく!!

お問い合わせ先
三好市役所税務課市県民税係
(電話727615)



**平成 20 年 6 月 1 日から
改正道路交通法が施行されます**

三好警察署 交通課

改 正道路交通法が平成20年6月1日から施行されます。その主な改正点は、次のとおりです。

被害軽減対策
運転者は、後部座席に人を乗せるときにはシートベルトを着用させなければなりません。
なお、当面は高速道路で違反した場合のみ、運転者に違反点が科せられます。

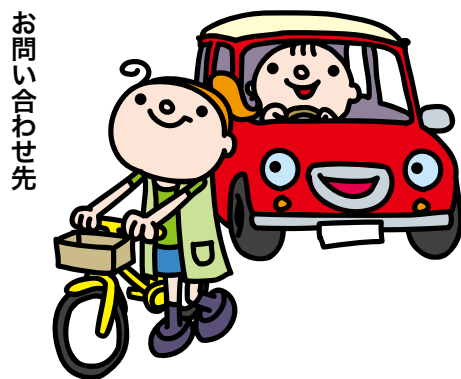
高齢運転者対策
75歳以上の高齢運転者には、

「高齢者マーク」の表示が義務づけられ、表示義務違反には、罰則が科せられます。
また、70歳〜74歳までの高齢運転者については、「高齢者マーク」を表示するように努めなければなりません。

聴覚障害者対策
聴覚障害者が運転する車には「聴覚障害者マーク」の表示が義務づけられます。
「聴覚障害者マーク」を表示した車に対して、幅寄せや割り込みをした運転者には罰則が科せ

られます。

自転車利用者対策
①普通自転車の歩道通行可能要件が明確化されます。
【歩道通行が可能な場合】
・道路標識等で指定された場合
・運転者が児童・幼児の場合
・車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合
②児童や幼児の保護者は、児童や幼児が自転車を運転する場合や補助いすに乗車させる場合には、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



お問い合わせ先
三好警察署 交通課
電話 72・0110



児童手当制度のご案内

三好市福祉事務所子育て支援課

児 童手当等は12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

支給月額

3歳未満	一律	1万円
3歳以上	第1子・2子	5千円
	第3子以上	1万円

支給時期
児童手当等は原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

児童手当現況届
児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。
この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



提出期日
6月2日〜6月30日

添付書類
▼健康保険被保険者証の写し等
▼平成20年1月1日に三好市管内に住民票のなかった方については、前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書
▼その他、必要に応じて提出する書類があります。

お問い合わせ先
三好市福祉事務所子育て支援課
(三好市子育て支援センター1階)
電話 72・7648



児童相談ダイヤル、児童虐待相談(通告)ダイヤルを開設

三好市福祉事務所子育て支援課

児童相談ダイヤル
☎ 72-7666
つながらない時は
☎ 72-7648



児童相談
子育て支援課では、子どもに関する相談を家庭相談員が受付けています。相談は無料で個人の秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。
たとえば・・・
▼子育てについて

▼心身の発達について
▼養育・学校生活・人間関係・非行について
▼子どもたちとその家族に関する悩みや心配事など

電話相談のほか、来所相談、訪問相談もお受けします。

児童虐待相談(通告)
「もしや虐待では?」迷ったとき、おかしいと感じたときには、すぐに相談しましょう。
虐待は、子どもに対する重大

な人権侵害です。
相談(通告)先は、子育て支援課で24時間受付しています。(緊急の場合は徳島県西部児童相談所0883・55・3323)
▼虐待通告義務は、守秘義務に優先します。
▼通告者の秘密は守られます。

お問い合わせ先
三好市福祉事務所子育て支援課
(三好市子育て支援センター1階)
電話 72・7648



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者証等の更新について

三好市役所保健医療課

負 担割合が変更になる方は平成20年8月に被保険者証が新しくなります。

自己負担割合の再判定について
現在75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方に、一人一枚「後期高齢者医療被保険者証(りんどう色)」を交付しています。有効期限は平成21年7月31日となっておりますが、平成20年8月に、平成20年度所得に基づき、負担割合(1割または3割)を再判定します。

▼負担割合が変わる方
負担割合を変更した新しい被

保険者証を7月末までにお送り(または窓口交付)します。古い被保険者証については、保健医療課へご返却ください。

▼負担割合が変わらない方
新たに被保険者証は交付されませんので、現在お持ちの被保険者証を引き続きご使用ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の年次更新について
現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成20年7月31日までとなっております。平成20年8月1

日以降も引き続き認定を受ける場合は、申請が必要となります。現在、証をお持ちの方で認定対象となる方には、事前にお知らせを送付いたしますので更新の申請手続きをお願いいたします。

保険料の通知について
4月分の年金から天引きされる方には、4月1日付けで保険料の仮徴収額の通知をお送りしています。
4月分の年金から天引きが始まっている方を含むすべての被保険者に、本年度の保険料の確定額の通知を8月中にお送りする予定となっております。

4月分の年金から天引きされている方以外の保険料の納付は、被用者保険の被扶養者であった方は10月から、それ以外の方は8月から始まりますが、納付方法はそれぞれの条件によって個人ごとに違ってきます。詳しくは保健医療課へお問い合わせください。

各種届出や申請について
各種申請や届出は保健医療課医療担当窓口へお願いします。

お問い合わせ先
三好市保健医療課 医療担当
電話 72・7613